- 版で、一般への公開用ではありません。までの間、審議の参考に供するための未定稿◇ この議事速報は、正規の会議録が発行される
- は、原発言のまま掲載しています。 発言、理事会で協議することとされた発言等 ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた
- はからす。 議録と受け取られることのないようお願いいので、審議の際の引用に当たっては正規の会ので、審議の際の引用に当たっては正規の会ので、お正、削除が行われる場合があります

ます。 交渉参加への問題について伺っていきたいと思いまず、けさほど来議論になっておりますTPP笠井委員 日本共産党の笠井亮です。 田中委員長 次に、笠井亮君。

状況は全体としてはどうなっているか。数字を御 が況は全体としてはどうなっているか。数字を御 が況は全体としてはどうなっているか。数字を御 が況は全体としてはどうなっているか。そして、 の意見書がこの問題で上がっているか。そして、 の意見書がこの問題で上がっているか。そして、 の意見書がこの問題で上がっているか。そして、 の意見書がこの問題で上がっているか。そして、 の意見書はどれぐらいありますでは構ですが、 四十七都道府県のうち、都道府県レベルでは幾つ の意見書はどれぐらいありますでしょうか。さ はないとか、あるいは慎重に検討すべきという趣 はないとか、あるいは慎重に検討すべきという趣 はないとか、あるいは慎重に検討すべきという趣 はないとか、あるいは慎重に検討すべきという趣 はないとか、あるいは慎重に検討すべきという趣 はないとか、あるいは慎重に検討すべきという趣 はないとか、あるいは慎重に検討すべきという趣 はないとか、あるいは慎重に検討すべきという趣 に、全国の、それ以外の地方議会のこの問題に

らか。紹介いただきたいと思うんですが、いかがでしょ

ないように、しっかりとお答えください。 田中委員長 筒井農林水産副大臣。答弁漏れが

から本年の九月までの集計でございます。て、これも先生のおっしゃるとおり、昨年の十月ますので、それをすべて集計しております。そしおり、農林水産大臣あてのものが農林水産省に来筒井副大臣(先生の御質問、先生おっしゃると

は。 ないます。それでいいです」と呼ぶ)それでいいです がいます。それ以外にも申し上げますか。(笠井 ですから、関十九件でございます。そのうち、参 作あるいは三件を出されているところがあるもの 件あるいは三件を出されているところがあるもの 件というのは、四十四都道府県ですが、中には二 のは、四十四都道府県ですが、中には二 を員「それでいいです」と呼ぶ)のは、四十九 本語のですが、中には二

以上でございます。一千五十六件、慎重に検討すべきが三百二件。十五件でございます。うち、参加すべきでないがそれから、市町村議会の方の件数は一千四百二

そこで玄葉大臣に伺いたいと思うんですが、な

するものと懸念される。 また、TPPは貿易だの地元の福島県議会が採択した意見書というのは、これは中身が、本当に私感動いたしましたが、若これは中身が、本当に私感動いたしましたが、若これは中身が、本当に私感動いたしましたが、若いは中身が、本当に私感動いたしましたが、若いが元の福島県議会が採択した意見書というのは、の地元の福島県議会が採択した、今月二十日に大臣

見書だと私は受けとめました。

見書だと私は受けとめました。

見書だと私は受けとめました。

見書だと私は受けとめました。

見書だと私は受けとめました。

見書だと私は受けとめました。

見書だと私は受けとめました。

見書だと私は受けとめました。

見書だと私は受けとめました。

になりますね。 り全国各地、国民の中にあるということはお認め 玄葉大臣、こうした重大な懸念が福島はもとよ

ゃるだろうというふうに思います。一方、期待をしているという方々も当然いらっし々がおられるということは承知をしていますし、帰趨について注目をし、心配をされておられる方玄葉国務大臣(もちろん、いろいろな方がこの

クセスという問題だと思うんですけれども、ペーページをめくってすぐ出てくるのが物品市場ア

あります、慎重な検討が必要と。 
あります、慎重な検討が必要と。 
あります、慎重な検討が必要と。 
あります、慎重な検討が必要と。 
ありますが、「高い水準の自由化が目標と 
されているため、従来我が国が締結してきたEP 
されているため、従来我が国が締結してきたEP 
されているため、従来我が国が締結してきたEP 
でをしてきた農林水産品(コメ、小麦、砂糖、乳 
応をしてきた農林水産品(コメ、小麦、砂糖、乳 
応をしてきた農林水産品(コメ、小麦、砂糖、乳 
のがあります。「我が国にとり慎重な検討を要する 
うに明示をして、懸念点として挙げているわけで 
うに明示をして、懸念点として挙げているわけで 
うに明示をして、懸念点として挙げているわけで 
されているため、従来我が国が必要と。 
の対 
があります、慎重な検討が必要と。

許を繰り返してきたと思います。 Aでと言っていいと思うんですが、さまざまな譲されてきたわけですが、実際には、すべてのEPのは守りますということはいつも言われて、答弁私も質問したときにもそうでしたが、守るべきも当委員会でのEPA協定の審議の際に、農水省は、そこで筒井副大臣に伺いたいんですけれども、

当然出てくると思うんですが、副大臣はどのよう当然出てくると思うんですが、副大臣はどのようあっさりとそういう意味では投げ捨てるというこあっさりとそういう意味では投げ捨てるというこよにな、そうした、これまで農水省が答弁してきたれば、そうした、これまで農水省が答弁してきたの国、このTPPの交渉に参加ということにな

これも先ほどの際に先生が言われましたように、ちんと維持してきたわけでございます。しかし、ブ品目七品目、これらを中心に、今まで関税をき、筒井副大臣、今先生が言われましたセンシティ

ます。 ますから、そのTPPに参加したとすれば、これますから、そのTPPに参加したとすれば、これますから、そのTPPに参加したとすれば、これする、こういう方向性を出しているわけでございす度のTPPは、原則として関税をすべてゼロに

す。

立いう点では、それも撤廃が原則になりまれの関税という点では、それも撤廃が原則になります。そして、米の関税というのはゼロ、要するに関税はすべて、米の関税という前提条件が二つありますから、今参加するという前提条件が二つありますから、今をかするという前提条件が二つありますから、今をかするという点では、日本も一笠井委員 まさに、そういう点では、日本も一笠井委員 まさに、そういう点では、日本も一

いけない。

いけない。

これは極めて重大な問題だと言わなきゃのが、TPP参加という問題になってくると思う活のあらゆる分野で国の形を変えてしまうというけますし、食料自給率も一三%に落ちて、国民生りますし、食料自給率も一三%に落ちて、国民生

について場合が書かれております。主な点」ということで、三つの分野、三つのことで、法が国にとり慎重な検討を要する可能性があるべき点ということで、二十五ページのところに、らこのことが書かれております。我が国の考慮すますが、この外務省の資料では、二十四ページかますが、この外務省の資料では、二十四ページか

場合」ということであります。二つ目は、「調達一つは、「調達基準額の引き下げを求められる

ます。 ます。 ます。 ます。 ます。 ます。 ます。 まがら、我が国にとって慎重な検討を要する可いながら、我が国にとって慎重な検討を要する可いながら、「特に小規模ないる場合ということで、三つの場合を挙げながら、する場合ということで、三つの場合を挙げながら、が多となる物品、サービスの範囲が広がる場合」。

期間の段階的関税撤廃というアプローチをとる国 物品市場アクセスについて、関税はどうなのかと うことが、この中で、検討ということを要すると 具体的な問題としてはどんな懸念が出てくるとい があるというふうに基本的に認識されているのか ういうことが実施されるならば、日本の政府調達 ておきたいというふうに思います。 あるということを示す国もございます。 各国の状況によって個別の対応を考える必要性が が多い。一方、先ほども申し上げましたけれども いうことでありますが、正確に申し上げると、長 十四ですけれども、実質二十一なので。その中の の物品市場アクセス、これは二十一作業分野、二 いて伺いたいんですか、これはいかがでしょうか。 いう点で言われているのか、考えられるのかにつ 分野と建設業界にどういう悪影響を与えるおそれ いて、要するにこれは、具体的に言いますと、こ んですけれども、基本的に、まず最初に、御指摘 玄葉国務大臣 外務省がこの資料で列挙された三点の懸念につ 現時点の情報収集状況として改めて申し上げ ちょっと一般論で申しわけない そのこと

それで、私もちょっと手元に今のお答えを正式

な判断材料にしなさいよということです。 交渉上、あるいは交渉に入るときも含めて、大事 と、今御指摘のように、ここについては、実際の 性があるということで、(ア)と(イ)と(ウ) しても書いているんです、私も全部出せというふ 調達については、確かにここに、正直に外務省と に持っているわけではありませんけれども、政府

ろう。 ただ一方、上の、確保したい主なルールのところう。 ただ一方、上の、確保したい主なルールのとことをトータルで判断していかなきゃいけなけれども、 ところの政府が発注する事業について日本の企 をところの政府が発注する事業について日本の企 たところの政府が発注する事業について日本の企 たところの政府が発注する事業について日本の企 たところの政府が発注する事業について日本の企 とをトータルで判断していただきたいんですけれども、 とをトータルで判断していただきたいんですけれども、 とをトータルで判断していただきたいんですけれども、 とをトータルで判断していただきたいんですけれども、 とをトータルで判断していただきたいんですけれども、 とをトータルで判断していただきたいんですけれども、 とをトータルで判断していただきたいんですけれども、 とをトータルで判断していただきたいんですけれども、 とをトータルで判断していただきたいんですけれども、 とをトータルで判断していただきたいんですけれども、

とはわかっております。とはわかっております。とはわかっておりますけれども、既存のTTAを結んでいる。そのFTAを調べると、地方自治体の調達をあ。そのFTAを調べると、地方自治体の調達をあましていないFTAもある。また、地方自治体を対象としている場合も、我が国のように政令体を対象としている場合も、既存のTPP協定交渉したいともの「とはわかっております。

あるんですが、このTPPの枠組みというのは、 笠井委員 各国によって個別の対応というのが

ですよね。 ですよね。 ですよね。 ですよね。 に、日本の国内で何が起こるかという問題かと言われるけれども、実際、懸念が言われていなのが、一方ではそういう可能性もあるじゃないかっているという問題と、攻めがあるというふうかっての交渉をやるわけですので、そこが枠がか立っての交渉をやるわけですので、そこが枠がか立っての交渉をやるわけですので、そこが枠がか立っての交渉をやるわけですので、関税ゼロだ、本来、もう前提条件がありますから、関税ゼロだ、本来、もう前提条件がありますから、関税ゼロだ、

当然だと思うんですね。

当然だと思うんですね。

されて、これまで政府調達分野が余り議論になってこなかったということなんですけれども、であるがあってどういうことが起こるのかというのは当然そこが議題になって問題になるわけですから、そこは一般論じゃなくて、具体的にどういうら、そこは一般論じゃなくて、具体的にどういうら、そこは一般論じゃなくて、具体的にどういうら、そこは一般論じゃなくて、具体的にどういうら、そこは一般論じゃなくて、具体的にどういうのはがかりが広がってということなんですけれども、でってこなかったということなんですけれども、でってこなかったということなんですけれども、でってこなかったということなんですけれども、でっている。

する可能性がある主な点」ということで、こう書は、この問題で、「我が国として慎重な検討を要定でいえば、国家資格相互承認について対話促進からのものですが、TPPのもとにあるP4の協からのものですが、TPPのもとにあるP4の協た方がよかったかもしれませんが、四十二ページを小ったかまりますが、「越境サービス貿では、もう一つ伺いますが、「越境サービス貿

うことです。 ウスとです。 で自由化を留保してきた措置・分野について変更が求められるような場合に、国内法の改正が必要が求められるような場合に、国内法の改正が必要が求められるような場合に、国内法の改正が必要で自由化を留保してきた措置・分野について変更かれています。「これまで我が国のEPAにおい

や国会に明らかにしなければ、当然これは、理解 なきゃいけないかとか、どこで制限を受けるかと れているんでしょうか。どんな問題について。 なりますよね。これについてはどのように想定さ 能性があるというんだったら心配だよねと、当然 を得るといったってわからないよね、そういう可 れまた、そういう懸念がある以上、具体的に国民 か、そういう問題が出てくるのかというのは、こ ことが起こって、国内法をどういうふうにいじら に想定されているのか。その際に、どんなふうな 互承認が求められてくる可能性があるというふう 国家資格にかかわってということで言ったりする も、ならば、こういう懸念事項を書かれる以上、 を言いたいのかということになるわけですけれど ことについて、どういう分野の国家資格制度の相 なかなか読むと難しい話で、私自身もすぐ、何

上げますけれども、基本的には、TPPの協定交た混乱が生じるといけませんので、ざくっと申しで、ここで具体的な国家資格のことを言うと、ままございますよね。余り、今私が詳細に調べない玄葉国務大臣(この国家資格というのもさまざ

る、そういう状況だと。載したリストの内容を確認する作業が行われていは、今現在、自由化の対象としないサービスを掲渉の越境サービス分野等の市場アクセスに関して

っているということでございます。はそもそも目標になっていない、このことはわかそれで、ちなみにですが、完全自由化というの

きたいというふうに考えております。とは我が国の制度等を踏まえて適切に対応していとは言えない、あり得るけれども、そのようなとス分野等について自由化を求められることはないえ、我が国が自由化に留保してきた個別のサービをお、仮に交渉に参加し、参加国の関心を踏ま

です。 はり一個一個ちゃんとやらなきゃだめだと思うんはり一個一個ちゃんとやらなきゃだめだと思うんです。こういう問題を、やわれたら原則撤廃が、TPPだからこういうこというのが、すべての関税はゼロ、非関税障壁も言い返しますが、やはり交渉参加の前提条件と

国民の立場に立ってどういう判断をするかという要になってくると言われるわけですが、問題は、玄葉大臣は、けさ方から、大きな政治判断が必

声が上がっているわけです。 同の紹介議員となっている。地方自治体や、あるに当たる三百五十六人が、一千百六十六万人の請に当たる三百五十六人が、一千百六十六万人の請に当たる三百五十六人が、一千百六十六万人の請に当たる三百五十六人が、一年百六十六万人の請とではJA全中がTPP反対の大きな集会を開催ことだと思うんです。きょうも、日比谷野外音楽

をは、民主党の中も割れている、各党まだ決まですか。 要は、民主党の中も割れている、各党まだ決まをは、民主党の中も割れている、各党まだ決まを対したが、あれも評判が、いろいろ問題があると言われていましたが、震災、原発事故で中断したが、あれも評判が、いろいろ問題があると、議論がありました。の関係で、本気でできるというふうにお考した。の関係で、本気でできるというふうにお考した。のでいないところがあると、議論がありました。の関係で、本気でできるというふうにお考した。の関係で、本気でできるというふうにお考した。の関係で、本気でできるというふうにお考しました。

の今の正式の見解でございます。早い時期に結論を出すということが、政府としてれはできる限りしっかりと議論して、できるだけ玄葉国務大臣(正式に申し上げられるのは、そ

題についてでありますけれども、昨日午後に大臣もう一点、残った時間で、普天間基地の移設問そ必要ということを求めておきたいと思います。がようやくというときに、着手できるかというと責任でありますので、今は、やはり大震災の復興金井委員(国民の立場から判断するのが政治の

が県民の総意だということも、昨日の国防長官と るということも言いました。 負担軽減というのをきちっと図っていく必要があ とも含めて言いました。 あわせて、やはり沖縄の は紹介をいたしました。 率直に、厳しいというこ 時点の県知事、市長さん初め皆さんの声について 総意はこうであるということを説明されましたか。 が、長官に対しては、そのことも明確に、沖縄の きゃいけなかった。そういうはずだと思うんです の会談では、沖縄の状況としてはきちんと伝えな て直接知事からも言われたように、県内移設反対 府に対して、この問題では、御自身が沖縄を訪れ すが、大臣は日本国の外務大臣ですから、 た。 これは沖縄県民の大きな怒りを買っておりま して、長官は大変評価するというふうに応じまし 建設のアセス評価書を年内に提出する方針を伝達 はパネッタ米国防長官と会談をして、辺野古基地 玄葉国務大臣 沖縄の状況について、そして現 米国政

答えは、その反応は、どういう発言でしたか。笠井委員 厳しいということに対して、長官の

ございます。 
つ積み重ねて全力を尽くしていこうということでけれども、日米双方とも日米合意に従って一つ一でさまざまな厳しさがあるという状況でありますとも、実は、御存じのように、米国も議会の状況とも、実は、御存じのように、米国も議会の状況

の気持ちからすればこれは難しい、できないといいということだけじゃなくて、沖縄の現状、県民り、アメリカに対してきちっと言うのなら、厳し笠井委員(私は、やはり日本国の外務大臣であ

いと思います。の日米関係にもならないと私は強く言っておきたとになってしまう。それは本当に、本当の意味で伝えないことは、アメリカにも判断を誤らせるこすね。やはり沖縄の状況を本当にそこまで率直にするときちっと言わなきゃいけないと思うんでうことをきちっと言わなきゃいけないと思うんで

っしゃるかもしれませんが、そういう経過があっ 務大臣「防衛省ですか」と呼ぶ)ええ、防衛省に 沖縄の皆様に対して誠実に説明して御理解を求め そこはいかがでしょうか。 理解を求めるということになっているかどうか、 からは五カ月返事がないということでありますけ 対して出しているんです。直接所管じゃないとお 五カ月たってもまだこれは回答がない。 (玄葉国 臣は出されていることは御承知だと思うんですが、 北澤前防衛大臣が五月に沖縄に行って説明された ていくというふうに言われますけれども、そこで、 れども、そういう政府の対応で誠実に説明して御 てこの意義、役割というのが出て、そして防衛省 六月一日付で質問書というのが出されていて、大 フレットがございます。これについて沖縄県から 「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」というパン 最後、一点ですが、この問題で大臣はひたすら

す。していくということが必要だというふうに考えましていくということが必要だというふうに考えまのような要請があったとすれば、しっかりと回答について説明をしていかなければならないし、今玄葉国務大臣(そこはしっかりと海兵隊の役割)

ンフレットを見ますと、海兵隊が沖縄に存在する(笠井委員)そこで、最後の質問ですが、このパ

う説明があるんです。 兵隊が沖縄に存在していることは極めて重要といて重要、あらゆる事態に迅速に対応するために海とは島嶼防衛や民間人の救出等の観点からも極め戦能力は不可欠、沖縄に海兵隊が駐留しているこ多い我が国の防衛においては在沖海兵隊の上陸作必要性についていろいろ書かれています。島嶼の必要性についていろいる書かれています。島嶼の

HKでもそのことを言われていました。 って返事が来ないと、この間、沖縄の公室長がNしているんですよ。出しているのに、五カ月もたはるのか、島嶼防衛や民間人の救出等の観点からは出していまして、海兵隊が沖縄に駐留しなかっい出していまして、海兵隊が沖縄に駐留しなかっい出していまして、海兵隊が沖縄に駐留しなかっぱところが、それに対して沖縄県が質問をいっぱ

で、大臣はさんざん質問されてきたわけです。トに対して沖縄が出している質問と同じ問題意識

てもらいたいんです。
ただきたいんです。かつての問いに御自身で答えばならないかということについて自問自答していっしゃるんだったら、なぜ海兵隊が沖縄でなけれっしゃるが、せひ、沖縄県民の理解と納得とお大臣ですから、ぜひ、沖縄県民の理解と納得とおそこで、今、大臣は政府・与党で、政府の外務

確かに私は何度か質問したと思います。玄葉国務大臣(私の議事録を読んでいただいて、

識としてそう思います。

さったと思いますけれども、どうやったら抑止力なったと思いますけれども、どうやったら抑止力なったと思いますけれども、どうやったら抑止力なったと思いますけれども、どうやったら抑止力なったと思いますけれども、どうやったら抑止力なったと思いますけれども、どうやったら抑止力なったと思いますけれども、どうやったら抑止力なったと思いますけれども、どうやったら抑止力なったと思いますけれども、どうやったら抑止力なったと思いますけれども、どうやったら抑止力なったと思います。

まざまな地域にほぼ等しく近いという地理的な優上げていいのかどうか、そういった東アジアのさ位性、あるいは東アジアの潜在的紛争地域と申し洋を結ぶ、東シナ海、南シナ海を結ぶ地理的な優のものは、シーレーンの近接性であるとか、太平考えなきゃいけない。非常に問題なのは、沖縄そ性、即応性を考えるときにも、また同時に訓練も即応性だということだと思うんですね。その機動い、その上で、海兵隊の問題は、やはりその機動性、

ます。 を私なりに実はずっとしてきたということでありを私なりに実はずっとしてきたということでありトですから、やはり何とかできないかという試みをするに当たって、普天間の危険性除去がスター即応性、機動性が特徴である。その海兵隊の訓練位性を持っている。そういう中に海兵隊がある。

いう問題がある。
います。そうなると、マリン全体をどうするかといます。そうなると、マリン全体をどうするかとかということになると、本当に訓練ができるの普天間はヘリ部隊ですよね。ヘリ部隊だけ遠くに方支援というのが海兵隊にもある。そのある中で、方支援というのが海兵隊にもある。そのある中で、かはり一番問題なのは、結局、地上と航空と後

回帰したということでございます。

私は、実はそのときの質問は生きたと思っているんです、ちょっと生意気かもしれませんけれども、このぐらいの移転というのは抑止力をとき歩兵の話をしているんじゃないか、そして武器の輸送船みたいな話るんじゃないか、そして武器の輸送船みたいな話もしていて、私なりの努力をこれまでもしていた話るんじゃないか、そして武器の輸送船みたいな話もしていて、私なりの努力をこれまでもしていて、私なりの努力をこれまでもしているが、そして諸山元総理はそれをさらに何とかならないかという記みをされて、率直に言えば、それができずには山元総理はそれをさらに何とかならないかという記みをされて、率直に言えば、それができずには山元総理はそれをさらに何とかならないかというです。ある意味、そのうちの一つの帰結が、この間の全体のパッケージでもあるんだろうと、おは、実はそのときの質問は生きたと思っていれば、実はそのときの質問は生きたと思っているんです。

ば、それはいろいろな選択肢を考えてもいい。たの中で抑止力を減じずにできるということであれ、私も、沖縄の負担軽減を、この厳しい安保環境

- 笠井委員 - もう時間が来たので終わりますが、いというのが現状だということでございます。だ、残念ながら、なかなか違う選択肢が生まれな

と私は思います。と私は思います。と、沖縄の質問には今のはお答えになっていないなぜ海兵隊が沖縄なのかということについて言ういまり、米軍の存在、抑止力という問題と、では、しては十分お答えになっていないと思うんですよ。なぜ海兵隊でなければならないかという問いに対なぜ海兵隊でなければならないかという問いに対なが乗兵ので終わりますが、

質問を終わります。 質問を終わります。 これが必要だということを改めて申し上げて、 日米合意はやはり撤回をして、無条件撤去しかな ことだけ進めるということはあってはならない。 ことだけ進めるということはあってはならない。 そういう点でいうと、やはりそういうことでも、